公　　告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第２項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により，次のとおり縦覧に供する。

なお，大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は，縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和３年６月２日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
　アクロスプラザ杜せきのした　その２
　名取市杜せきのした五丁目４番地１～１５
２　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
　三菱ＵＦＪリース株式会社　代表取締役　柳井　隆博
　東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
３　変更しようとする事項
（１）大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）	一建設株式会社	午前１０時から午後８時
	未定	午前９時から午後９時
	青山商事株式会社	午前９時から午後９時
	株式会社チヨダ	午前１０時から午後８時
	株式会社オーランド・オプチカル	午前１０時から午後７時
（変更後）	一建設株式会社	午前１０時から午後８時
	未定	午前９時から午後９時
	青山商事株式会社	午前９時から午後９時
	やまや東日本株式会社	午前１０時から午後９時
	株式会社オーランド・オプチカル	午前１０時から午後７時

４　変更の年月日
　令和３年３月２６日
５　届出年月日
　令和３年３月２３日

６　縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター及び名取市役所

７　縦覧期間

令和３年６月２日から令和３年１０月４日まで（ただし，閉庁日を除く。）

８　意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目８番１号

宮城県経済商工観光部商工金融課

９　意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（経済産業省告示第１６号）及び意見書様式を参考のこと。